

別表 1

事業採択要件、事業内容及び対象経費	<p>1. 事業採択要件 事業採択の要件は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業と連携して造成された市町村基金を設置している市町村で行われるものであること。</p> <p>(2) 地域住民が主体的に実施するものであること。</p> <p>(3) 地域の自立促進を図るものであること。</p> <p>(4) 地域の活性化に向けて、新たに取り組む活動であること。又は既存の活動の内容を拡充するものであること。</p> <p>(5) 繼続的に地域共同活動が行われていくものであること。</p> <p>(6) 実施要領第3の各号に掲げられた者が活動主体となる場合は、市町村は補助対象経費の一部又は全部を補助するものであること。</p> <p>2. 事業内容 活動主体が新たに取り組む集落機能強化（地域住民のコミュニティ形成、移住者の受入等）に資する事業</p> <p>3. 対象経費 別表に定める農村地域運営組織の機能強化に向けて活動主体が実施するソフト事業に要する経費 (報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料等)</p> <p>4. 補助の対象としない事業及び経費</p> <p>(1) 同一の事業に対して、県の他事業の補助金交付を受けている場合</p> <p>(2) 除草、草刈り等毎年行っている維持管理作業</p> <p>(3) 指導員や市町村職員の活動にかかる日当</p>
-------------------	---

別表2

事業内容	対象となる経費
1 地域住民のコミュニティ形成に要する経費	会場借上げ費、食糧費（酒類を除く飲料等）、パンフレット印刷費等
2 地域で行うイベントの開催に要する経費	会場借上げ費、食糧費（酒類を除く飲料等）、車両借上げ費、講師謝礼、地域内人材の人物費、ポスター、パンフレット等印刷費、参加者に対する保険料等
3 移住者等が所得を得るための営農支援や、地域の話し合いのコーディネートに係る人材の派遣に要する経費	報償費、旅費、資料等印刷費等
4 農村地域運営組織の円滑な活動のための専門家等への相談に係る経費	報償費、旅費、資料等印刷費等
5 都市部等からの外部人材が「農村のしごと」を経験するために行う、援農等の実施に要する経費	会場借上げ費、食糧費（酒類を除く飲料等）、車両借上げ費、講師謝礼、地域内人材の人物費、ポスター、パンフレット等印刷費、栽培に関する資材、参加者に対する保険料等
6 その他、事業に必要と認められる経費	事業に直接必要となるその他の経費